

平成28年度 財政的援助団体等監査結果報告書

三重県監査委員

目 次

第1	監査の概要	
1	監査の種類	1
2	監査の対象範囲等	1
3	監査の実施方法	2
4	監査の着眼点	2
5	別表[監査実施団体一覧]	3
第2	監査の結果及び意見	
1	監査の結果	5
2	監査の意見	5
	【出資(出捐)団体】	
	○地方独立行政法人三重県立総合医療センター	8
	○公益財団法人三重ボランティア基金	10
	○公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会	12
	○公益財団法人三重県国際交流財団	13
	○一般財団法人三重県武道振興会	14
	○公益社団法人三重県緑化推進協会	16
	【公の施設管理団体】	
	○一般社団法人三重県聴覚障害者協会	17
	○有限会社太陽緑地	18
	【補助金等交付団体】	
	○三重県老人保健施設協会	19
	○医療法人普照会	20
	○社会福祉法人ユートピア	22
	○社会福祉法人菊寿会	23
	○特定非営利活動法人暖家	23
	○医療法人思源会	24
	○学校法人聖十字学院	26
	○社会福祉法人名張厚生協会	27
	○学校法人水谷学園	28
	○学校法人古市学園	29
	○学校法人メリノール女子学院	30
	○学校法人古川学園	31
	○御浜町鳥獣害防止総合対策協議会	31
	○株式会社みどりの森	32
	○安田木材有限会社	32
	○株式会社権現前営農組合	33
	○三重県商工会連合会	33
	○名張商工会議所	34
	○CKD株式会社	34
	○株式会社エースパック	35
	○尾鷲物産株式会社	35
	○伊勢志摩サミット三重県民会議	36

平成 28 年度財政的援助団体等監査結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 28 年 11 月 14 日から平成 29 年 2 月 16 日までに実施しました監査について、同法同条第 9 項の規定に基づく結果に関する報告は次のとおりです。

平成 29 年 3 月 2 日

三重県監査委員 福 井 信 行
三重県監査委員 杉 本 熊 野
三重県監査委員 小 林 正 人
三重県監査委員 上 島 憲

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政的援助団体等監査

2 監査の対象範囲等

(1) 監査対象の種類及び監査範囲

財政的援助団体等における出納その他の事務の執行状況を基本とし、出資（出捐）団体においては、経営状況等も併せて監査した。

(2) 監査対象年度

原則として平成 27 年度を主体とした。

(3) 監査実施団体及び実施期間

監査対象団体選定基準に基づき、30 団体（内訳は 3、4 ページの別表参照）を選定のうえ、平成 28 年 11 月 14 日から平成 29 年 2 月 16 日まで監査を実施した。

種 別	財政的援助等の内容	監査実施 団 体 数	監査対象 団 体 数
出資（出捐）団体	県が団体の基本財産、資本金等の 1/4 以上を出資又は出捐しているもの	6	31
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を委託しているもの（指定管理者）	2	29
補助金等交付団体	県が補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行っているもの	22	229
計		30	289

(注) 監査実施団体数は実団体数である。例えば、出資団体が補助金等交付団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

補助金等交付団体の監査対象団体数 229 については、原則として、1 事業 1,000 万円以上の補助金、負担金、交付金を助成した団体及び 1 事業 2,000 万円以上を貸し付けた団体の合計である。

3 監査の実施方法

監査実施 30 団体のうち、実地監査 10 団体、書面監査 20 団体を次の方法により実施した。

- (1) 実地監査は、監査委員が団体に outward、監査委員事務局職員の予備監査の結果をふまえ、団体から提出された監査資料等に基づき、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。
- (2) 書面監査は、監査委員事務局職員の予備監査の結果をふまえ、監査委員がその内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

(1) 出資（出捐）団体

- ・出資の目的に沿って事業が運営されているか。
- ・会計事務及び財産の管理は、適正に行われているか。
- ・事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表に表示されているか。
- ・団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

(2) 公の施設管理団体

- ・施設の管理は、契約の目的に沿って適正に行われているか。
- ・料金収入や費用支出等の会計事務は、適正に行われているか。
- ・基本協定書の成果目標は、達成されているか。
- ・団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

(3) 補助金等交付団体

- ・補助等の目的に沿って事業が実施されており、効果を上げているか。
- ・補助事業等の執行にかかる会計事務は、適正に行われているか。
- ・補助事業の遂行状況、実績の確認等、県との事務手続は適正に行われているか。
- ・補助金等の額は、適正に算定されているか。
- ・補助金等は、対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等により取得した財産は、適正に管理されているか。
- ・団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

5 別 表 [監査実施団体一覧]

出資（出捐）団体

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	地方独立行政法人三重県立総合医療センター	四日市市	健康福祉部	平成29年1月23日	実地
2	公益財団法人三重ボランティア基金	津市	健康福祉部	平成29年2月16日	書面
3	公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会	明和町	環境生活部	平成29年2月16日	書面
4	公益財団法人三重県国際交流財団	津市	環境生活部	平成29年1月24日	実地
5	一般財団法人三重県武道振興会	津市	地域連携部	平成29年1月24日	実地
6	公益社団法人三重県緑化推進協会	津市	農林水産部	平成29年1月23日	実地

公の施設管理団体（出資団体との重複なし）

No	団 体 名 (施 設 名)	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	一般社団法人三重県聴覚障害者協会 (三重県聴覚障害者支援センター)	津市	健康福祉部	平成29年2月16日	書面
2	有限会社太陽緑地 (県営都市公園大仏山公園)	伊勢市 (明和町他)	県土整備部	平成29年1月24日	実地

補助金等交付団体（出資団体との重複2団体）

No	団 体 名 (補 助 対 象 名)	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	三重県老人保健施設協会	津市	健康福祉部	平成29年2月16日	書面
2	医療法人普照会 (もりえい病院他)	桑名市	健康福祉部	平成29年2月16日	書面
3	社会福祉法人ユートピア	四日市市	健康福祉部	平成29年2月16日	書面
4	社会福祉法人菊寿会 (シーサイドみやま)	紀北町	健康福祉部	平成29年2月16日	書面
5	特定非営利活動法人暖家 (障害福祉サービス事業所かすみ草)	多気町 (伊勢市)	健康福祉部	平成29年2月16日	書面
6	医療法人思源会 (岩崎病院)	津市	健康福祉部	平成29年2月16日	書面

7	学校法人聖十字学院 (聖十字看護専門学校)	菰野町	健康福祉部	平成29年2月16日	書面
8	社会福祉法人名張厚生協会 (名張養護学園他)	名張市	健康福祉部	平成29年1月23日	実地
9	学校法人水谷学園 (くわな幼稚園)	桑名市	健康福祉部	平成29年2月16日	書面
10	学校法人古市学園 (道伯幼稚園他)	鈴鹿市 (鈴鹿市他)	健康福祉部	平成29年2月16日	書面
11	学校法人メリノール女子学院 (メリノール女子学院高等学校他)	四日市市	環境生活部	平成29年1月23日	実地
12	学校法人古川学園 (中部ライテックビジネス専門学校他)	四日市市	環境生活部	平成29年2月16日	書面
13	御浜町鳥獣害防止総合対策協議会	御浜町	農林水産部	平成29年1月26日	実地
14	株式会社みどりの森 (住宅型有料老人ホームみどりの森)	松阪市	農林水産部	平成29年2月16日	書面
15	安田木材有限会社	亀山市	農林水産部	平成29年2月16日	書面
16	株式会社権現前営農組合	松阪市	農林水産部	平成29年2月16日	書面
17	三重県商工会連合会	津市	雇用経済部	平成29年2月16日	書面
18	名張商工会議所	名張市	雇用経済部	平成29年2月16日	書面
19	CKD株式会社 (四日市工場)	愛知県小牧市 (四日市市)	雇用経済部	平成29年2月16日	書面
20	株式会社エースパック (三重津工場)	大阪市 (津市)	雇用経済部	平成29年2月16日	書面
21	尾鷲物産株式会社	尾鷲市	雇用経済部	平成29年1月26日	実地
22	伊勢志摩サミット三重県民会議	津市	雇用経済部	平成29年1月24日	実地
【23】	【地方独立行政法人三重県立総合医療センター】	四日市市	健康福祉部	平成29年1月23日	実地
【24】	【一般財団法人三重県武道振興会】	津市	地域連携部	平成29年1月24日	実地

【 】は出資団体との重複団体

第2 監査の結果及び意見

1 監査の結果

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められた。

○改善を要する事項

項 目	事業の執行に 関すること	会計事務等に 関すること		計
			うち補助金等事務	
団体に関するもの	12 件	32 件	(9 件)	44 件
所管部局に関するもの	11 件	32 件	(25 件)	43 件

※ 詳細については、団体別の結果及び意見（8 ページ以降）のとおり。

(1) 出資（出捐）団体

重大な過失は認められなかったが、事業損益の赤字が継続し、厳しい経営状況が続いているものや、理事長等が法に定める職務執行状況の報告を理事会に対して行っていないものなどの事例が見受けられた。

(2) 公の施設管理団体

重大な過失は認められなかったが、個人情報管理のための台帳の未整備などの事例が見受けられた。

(3) 補助金等交付団体

実績報告書において、補助対象人員など補助金の積算誤りにより補助金の返還を要するものや、実績報告書等の内容に誤りのあるものなどの事例が見受けられた。

2 監査の意見

- 改善を要する事項については、所管部局において適切な措置を講じるとともに、団体に対する指導・助言等を行われたい。
- 特に、補助金交付要領等に基づく手続において、事前にチェックを行えば防止できたと思われる各種書類の記載内容の誤りや、要領等で必要な事項が定められていないものなどの事案が今回も多数見受けられた。これらの事案はこれまでも指摘してきたものであり、過去の監査結果を参考に適切な措置や指導・助言等を行っていれば防げたものと思料される。所管部局においては、ミスの多い事例の周知徹底やチェック機能の再点検を行うとともに、監査実施団体以外の団体を含め、各所管団体への指導・助言等を徹底されたい。
- また、補助金については、返還を要する事例が1件見受けられたので、精査のうえ、過大交付額の返還処理を行うとともに、平成26年度以前分も含め当該補助金の交付額について確認されたい。
- なお、監査実施団体のなかった部局においても、今回の監査結果をふまえ、類似の事例がないか確認のうえ、適正な事務処理に努められたい。

(1) 主な意見

事業の執行に関すること

◎ 出資（出捐）団体において、地方独立行政法人化して以降初めて赤字となったものや、事業損益の赤字が続いているものなど、厳しい経営状況にあるものがあったので、引き続き経営改善に取り組まれない。

〔 三重県立総合医療センター、三重ボランティア基金、三重県武道振興会 〕

◎ 出資（出捐）団体において、中期計画等で定めた指標（目標）の多くが達成されていないものがあったので、目標達成に努められない。

〔 三重県立総合医療センター、三重県緑化推進協会 〕

◎ 出資（出捐）団体において、理事長等が法に定める職務執行状況の報告を理事会に対して行っていないものがあったので、適正に報告されたい。

〔 三重ボランティア基金、国史跡齋宮跡保存協会、三重県武道振興会 〕

◎ 公の施設管理における成果目標について、管理団体の取組や運営努力が反映される多様な成果目標となるよう、見直しを検討されたい。

〔 県土整備部 〕

会計事務等に関すること

◎ 貸借対照表の公告が行われていなかったため、適正に公告されたい。

〔 三重ボランティア基金、国史跡齋宮跡保存協会、三重県国際交流財団、三重県武道振興会 〕

◎ 正味財産増減計算書等の財務諸表において、社会保険料の法人負担額にかかる賞与引当金を計上していないものがあったので、適正に計上されたい。

〔 三重ボランティア基金、三重県武道振興会、三重県緑化推進協会 〕

補助金等事務に関すること

◎ 補助対象人員に関し積算誤りがあり、補助金の返還が必要となるものがあったので、チェックを十分に行い、正確な事務処理に努められない。

〔 普照会 〕

◎ 補助金交付額に誤りがあったので、精査のうえ、過大交付額の返還処理を行うとともに、平成 26 年度以前分も含め当該補助金の交付額について確認されたい。

なお、この補助金は、平成 26 年度監査においても補助金返還が生じているので、再発防止に向けチェック体制を強化されたい。

〔 健康福祉部 〕

◎ 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りのあるものや、交付申請書や実績報告書等の内容に誤りのあるものがあつたので、チェックを十分に行い、正確な事務処理に努められたい。

〔 三重県老人保健施設協会、ユートピア、思源会、水谷学園、メリノール女子学院、尾鷲物産 〕

◎ 補助事業の実施方針等が、実施にあたり遵守すべき義務として明示されていないので、交付決定書に記載することなどにより補助事業者に対して明示されたい。

〔 雇用経済部 〕

◎ 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書について、交付要領等で添付すべき書類を定め、補助事業者に対して報告を求められたい。

〔 健康福祉部 〕

◎ 交付決定の際に付けることとされている条件について、交付決定書に記載していないので、当該条件を付して補助事業者に明示されたい。

〔 健康福祉部 〕

◎ 暴力団等の不当介入に対する措置を補助事業者等に対し義務付けていないので、当該措置義務を定め補助事業者に明示されたい。

〔 健康福祉部、農林水産部 〕

(2) 団体別の結果及び意見

団体別の結果及び意見については、次ページ以下のとおりである。

出資（出捐）団体

【地方独立行政法人三重県立総合医療センター】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：1,099,272,714円（県出資比率：100.0%）
補助金	①がん診療設備整備費補助金：9,306,000円 がん診療施設として必要ながんの医療機器、臨床検査機器等の備品購入に要する経費を補助する。（補助率 1/3）
	②小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金：7,006,000円 小児・周産期医療を効率的に提供する体制の確保に要する経費を補助する。（補助率 1/3）
負担金	③地方独立行政法人三重県立総合医療センター運営費負担金：1,689,891,000円 救急医療の確保に要する経費や高度医療に要する経費など、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない政策医療の実施に要する経費を負担する。（補助率 定額）
貸付金	④医療機器整備事業貸付金：295,900,000円
	診療機能の充実と医療水準の向上を図るための医療機器の新規購入及び更新に要する経費の一部を貸し付ける。

※ 政策医療：政策として実施する医療のことで、民間病院に任せるだけでは不十分と考えられる高度医療、先進的医療、特殊医療、へき地医療という分野に特化した医療をいう。

[監査結果及び意見]

(1) 平成27年度の経常収支は、給与費や材料費の増加等により、315,919千円の経常損失となり、また、総収支も225,041千円の純損失となるなど、地方独立行政法人化して以降、初の赤字となった。

次年度以降の赤字解消に向けて、病床稼働率の向上による収入の確保や費用の節減などに取り組み、経営の健全化を図られたい。

(2) 中期計画（平成24～28年度）を策定し、さらに事業年度ごとに年度計画を定めて業務を運営しているところであるが、27年度計画で定めた指標のうち、病床稼働率など未達成の項目が25項目中13項目と、年々増加傾向にある。

現在策定中の次期中期計画及びこれに基づく年度計画で定める指標についても、これらが達成できるよう努められたい。

(3) 医業収益に係る収入未済については、前年度に比べ6,782千円減少しているものの、平成27年度末現在で72,494千円（対前年度比91.4%）あることから、引き続き収入未済額の減少に努めるとともに、新たな未収金の発生防止にも取り組まれたい。

- (4) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
備品管理	ア 固定資産について、固定資産台帳と現物との照合が定期的 に実施されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 次年度以降の赤字解消に向けて、団体が病床稼働率の向上などによる収入の確保や費用の節減に取り組み、経営の健全化が図られるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課)

- (2) 現在策定中の次期中期計画及びこれに基づく年度計画で定める指標についても、団体がこれらを達成できるよう、引き続き指導・助言等を行われたい。

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課)

- (3) 医業収益の収入未済について、引き続き収入未済額の減少と新たな未収金の発生防止が図られるよう、団体の指導・助言等を行われたい。

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課)

- (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課)

【公益財団法人三重ボランティア基金】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：300,000,000円（県出資比率：39.0%）

[監査結果及び意見]

(1) 平成27年度の一般正味財産増減額は5,632千円の損失となっており、21年度以降、赤字が続いている。

今後も、低金利による運用益の減少が見込まれることから、引き続き新規開拓による寄付金獲得など財源確保に取り組まれない。

※ 一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当する。

(2) 理事長及び常務理事は、各事業年度最低2回は各理事会で自己の職務の執行状況を報告しなければならないが、報告されていなかったため、今後は定款の規定に従い、適正に報告されたい。

(3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
定款の記載事項	ア 定款の別表に記載された基本財産額が平成27年度末現在の基本財産総額と異なっていた。
財務諸表	イ 貸借対照表の公告が行われていなかった。 ウ 国債や地方債に係る受取利息のうち、最終利払日から期末日までの期間に発生した利息について、未収利息として計上していなかった。 エ 財務諸表に対する注記において、満期保有目的債券の時価金額が誤って記載されていた。
賞与引当金	オ 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。
退職給付引当金	カ 退職給付引当金について、引当不足となっていた。
旅費	キ 出張旅費について、旅費規程に定められている基準に該当しないにも関わらず、特急料金を支給していた。 ク 理事会出席者に対する旅費について、理事会当日に現金で支給しているが、受領印等のないものがあった。

※ 注記：法人の財産や損益の状態を正確に判断するために必要な情報として、財務諸表に記される注釈のこと。

[所管部局に対する意見]

- (1) 新規開拓による寄附金獲得など財源確保が図られるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：健康福祉部 地域福祉課)

- (2) 理事会における理事長及び常務理事の報告について、定款に従って適正に行われるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：健康福祉部 地域福祉課)

- (3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：健康福祉部 地域福祉課)

【公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：50,000,000円（県出資比率：46.0%）
補助金	平成27年度 地域文化財総合活性化事業 史 齋宮跡史跡等買上げ （直接買上げ）活用事業補助金：100,000円
	国史跡齋宮跡の保存と活用を行うとともに、歴史と文化に関する知識 の普及向上を図る。 （補助率 1/2）

[監査結果及び意見]

- (1) 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況について、3ヶ月に1回以上、各理事会で報告しなければならないが、業務執行理事については報告がなされていなかったため、今後は定款の規定に従い、適正に報告されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。 イ 有形固定資産の減価償却が、経理規程で定める方法と異なる方法でなされていた。

[所管部局に対する意見]

- (1) 理事会における業務執行理事の報告について、定款に従って適正に行われるよう、指導・助言等を行われたい。
(所管課名：環境生活部 文化振興課)
- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
(所管課名：環境生活部 文化振興課)

【公益財団法人三重県国際交流財団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：400,025,074 円（県出資比率：72.8%）

[監査結果及び意見]

(1) 平成 24 年度から概ね 5 年間を計画期間とする中期計画を策定し、その中で多様な主体との連携・協働の事業割合や災害パートナー登録者数などの目標指標を定めている。

次期中期計画の策定に当たっては、地域の課題や県民ニーズをふまえ、適切な目標指標を設定して、事業を推進されたい。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	ア 平成 24 年度及び 25 年度の貸借対照表の公告が行われていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 次期中期計画の策定に当たっては、適切な目標指標を設定し、事業が推進されるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：環境生活部 多文化共生課)

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：環境生活部 多文化共生課)

【一般財団法人三重県武道振興会】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：10,000,000円（県出資比率：49.5%）
補助金	スポーツ団体等活性化補助金：12,079,000円
	三重県武道振興会の事業及び施設整備に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

【監査結果及び意見】

(1) 平成27年度の一般正味財産増減額は、8,714千円の損失となっており、19年度以降、赤字が続いている。平成29年10月の津市産業・スポーツセンターへの移転により、建物の維持管理は不要となる一方で、貸館収入や津市からの補助金の減少、武道教室等に係る施設利用料の納付、既存の武道館の解体費用などにより、さらに財政状況が悪化することが懸念される。

このため、津市、同センターの指定管理者及び県との協議等を進め、経営の健全化を図られたい。

※ 一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当する。

(2) 理事長及び常務理事は、各事業年度最低2回は各理事会で自己の職務の執行状況を報告しなければならないが、報告されていなかったため、今後は定款の規定に従い、適正に報告されたい。

(3) 理事は評議員会が選任し、理事長及び常務理事は理事の中から理事会が選定しなければならないが、評議員会で選任される前の理事会において理事候補者から理事長及び常務理事が選定されていた。今後は定款の規定に従い、適正に選定されたい。

(4) 常務理事及び監事の報酬について、評議員会で総額及び支給の基準を定める必要があるにもかかわらず、定められていなかったため、今後は評議員会の決議に従って支給されたい。

(5) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
財務諸表	ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。
賞与引当金	イ 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。
備品管理	ウ 備品台帳に記載されていない備品があった。
	エ 備品に所有者が明示されていなかった。

項 目	内 容
資金運用	オ 定期預金の預金金額が、資金運用方針に定める限度額（1千万円）を超えて運用されていた。 カ 定款の別表と異なる資金運用がされていた。
経理事務	キ 支出予算の流用調書が作成されていなかった。 ク 委託契約の履行確認の記録がなされていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 平成 29 年 10 月の津市産業・スポーツセンターへの移転後も経営の健全化が図られるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

(2) 各理事会における理事長等の報告、理事長等の選定及び常務理事等の報酬の支給が定款に従って適正に行われるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

(3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

【公益社団法人三重県緑化推進協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：135,202,148 円（県出資比率：40.8%）

[監査結果及び意見]

(1) 平成 24 年度に中長期経営計画（25 年度～29 年度）を策定し、法人の活動の基本方針、基本施策、数値目標などを定め、県民参加の緑化運動を推進しているが、緑の募金収入や会員数など 9 項目中 6 項目で目標を達成していない。特に、収入の柱である三重緑化基金の運用益が減少傾向にあることから、緑の募金活動の拡充による募金収入の増加や、会員数の増加による会費収入の確保により、目標を達成し、経営の安定に努められたい。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
賞与引当金	ア 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 中長期経営計画の数値目標を下回っているものについて、目標を達成し、経営の安定が図られるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：農林水産部 みどり共生推進課)

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 みどり共生推進課)

公の施設管理団体

【一般社団法人三重県聴覚障害者協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県聴覚障害者支援センター
	平成 27 年度指定管理料：28,630,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
個人情報保護	ア 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。
契約手続	イ 指定管理業務の執行に係る外部委託契約が履行期間開始後に行われていた。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課)

【有限会社太陽緑地】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：県営都市公園 大仏山公園
	平成 27 年度指定管理料：44,126,000 円

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

成果目標として設定しているのは年間公園利用者数のみであるが、年間公園利用者数については、正確な把握には限界があるほか、天候などの外的要因に大きく影響されることが予想される。

このため、利用料金収入や公園利用者の満足度を加えるなど、団体の公園管理の取組や運営努力が反映される多様な成果目標となるよう、見直しを検討されたい。

(所管課名：県土整備部 都市政策課)

補助金等交付団体

【三重県老人保健施設協会】

財政的援助等の内容	
補助金	①三重県介護従事者確保事業費補助金：17,519,000円 介護従事者の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善に要する経費を補助する。(補助率 2/3)
	②介護サービス提供事業者資質向上事業補助金：900,000円 介護サービス提供事業者等の専門職員の資質向上のための研修に要する経費を補助する。(補助率 10/10)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。②

[所管部局に対する意見]

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②

(所管課名：健康福祉部 長寿介護課)

- (2) 補助事業等状況報告書の提出を要しない補助金として整理していたため、補助事業者に対して報告を求めていなかった。

しかし、当該補助金は状況報告書を提出すべき補助金であるので、取扱要領等で添付すべき書類を定め、補助事業者に対して報告を求められたい。②

(所管課名：健康福祉部 長寿介護課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【医療法人普照会（補助対象：もりえい病院、ケアセンタービオトープ）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①老人保健福祉施設整備費補助金：25,000,000円 老人保健福祉施設整備を行う者に対し、施設整備に要する経費（工事費又は工事請負費）を補助する。（補助率 定額）
	②病院内保育所運営事業費補助金：1,699,000円 病院内保育所の運営に要する経費を補助する。（補助率 2/3）
	③がん診療施設整備費補助金：44,373,000円 がん診療施設整備に要する経費を補助する。（補助率 1/3）

〔監査結果及び意見〕

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 実績報告の内容に誤りがあった。②

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 補助金交付額に誤りがあったので、精査のうえ、過大交付額（平成27年度分696,000円）の返還処理を行うとともに、26年度以前分についても確認されたい。また、当該団体以外のものに対する平成27年度以前の交付額についても、適正かどうか確認されたい。

なお、この補助金は、平成26年度監査においても補助金返還が生じているので、再発防止に向けチェック体制を強化されたい。②

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課）

- (2) 交付要綱において、交付決定の際には条件を付けることとなっているが、交付決定書に記載されていないので、条件を付し補助事業者に明示されたい。③

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 健康づくり課）

- (3) 健康福祉部所管の他の施設整備補助金では一般競争入札を義務付けているにもかかわらず、当該補助金はそのような規定となっていないので、交付要綱の見直しについて検討されたい。③

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 健康づくり課）

- (4) 交付要綱では、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、速やかに知事に報告し、その指示を受けることとされているが、補助事業者から報告がなされていないので、今後は、補助事業者に対し適切に報告するよう指導されたい。

①、③

（所管課名：健康福祉部 長寿介護課、医療対策局 健康づくり課）

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【社会福祉法人ユートピア】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①軽費老人ホーム運営費補助金：28,270,000円
	軽費老人ホームの運営に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	②三重県介護従事者確保事業費補助金：666,000円
	介護従事者の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善に要する経費を補助する。（補助率 2/3）

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。① イ 変更交付申請書の提出が遅延していた。① ウ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。②

【所管部局に対する意見】

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②

（所管課名：健康福祉部 長寿介護課、地域福祉課）

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【社会福祉法人菊寿会（補助対象：シーサイドみやま）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	軽費老人ホーム運営費補助金：12,533,000円
	軽費老人ホームの運営に要する経費を補助する。（補助率 定額）

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【特定非営利活動法人暖家（補助対象：障害福祉サービス事業所かすみ草）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	障害者施設整備事業費補助金：23,382,000円
	障害福祉サービス事業所の施設整備に要する経費を補助する。 (補助率 3/4)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【医療法人思源会（補助対象：岩崎病院）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①医療施設施設整備費補助金：39,147,000円
	患者の療養環境、医療従事者の職場環境等の改善のための施設整備及び救急医療施設等の施設整備に必要な経費等を補助する。 (補助率 定額)
	②救急患者搬送情報共有システム運営補助金：129,400円
	救急患者搬送情報共有システムの運営に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告書が適正に作成されていなかった。②

【所管部局に対する意見】

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②
(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

- (2) 交付要領では、申請後、速やかに補助金の交付決定をするものとされているが、申請は7月に行われていたにもかかわらず、交付決定が年度末の3月31日付けとなり、事務処理が大幅に遅延していた。さらに、団体からの補助事業等状況報告書の提出も遅れることとなった。
今後は補助事業が円滑に実施されるよう、適正かつ迅速な事務処理に努められたい。①

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課)

- (3) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示されたい。①
(所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課)

- (4) 交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、口頭で交付決定前の事前着手を認めていたので、事前着手を認める規定を早急に定め、補助事業者に明示されたい。①

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課)

- (5) 交付要領において、交付決定の際には条件を付けることとなっているが、交付決定書に記載されていないので、条件を付して補助事業者に明示されたい。

②

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【学校法人聖十字学院（補助対象：聖十字看護専門学校）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	看護師等養成所運営費補助金：19,648,000円
	看護師等養成所の運営に要する経費を補助する。（補助率 定額）

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【社会福祉法人名張厚生協会（補助対象：名張養護学園、若葉、ファミリーホーム名張、児童家庭支援センター名張）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①児童養護施設等整備費補助金（H26 繰越分）：199,101,000 円 児童養護施設の整備に要する経費を補助する。（補助率 3/4）
	②児童家庭支援センター運営事業費補助金：3,829,000 円 児童家庭支援センターの整備、運営に要する経費を補助する。（補助率 10/10）
	③児童養護施設等ユニット体制強化事業費補助金：1,191,000 円 地域小規模児童養護施設の 365 日 24 時間体制に伴う職員配置に要する経費を補助する。（補助率 10/10）
	④施設入所児童里親委託推進事業費補助金：1,912,000 円 里親の増員及び里親委託の推進に要する経費を補助する。（補助率 10/10）

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【所管部局に対する意見】

- (1) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。②
(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)
- (2) 交付要領には補助対象経費について明確に定められていないものがあるので、交付要領で明確かつ分かりやすく規定し、補助事業者に明示されたい。③
(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)
- (3) 「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱」において、暴力団等の不当介入に対する措置を補助事業者等に対し義務付けなければならないこととなっているが、交付要領等で定められていないので、当該措置義務を定め補助事業者に明示されたい。①
(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【学校法人水谷学園（補助対象：くわな幼稚園）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①私立幼稚園振興補助金：55,341,000円 私立幼稚園の運営に要する経常的経費を補助する。（補助率 定額）
	②私立幼稚園等心身障がい児助成事業補助金：2,352,000円 心身障がい児への特別支援教育に要する人件費等を補助する。（補助率 定額）
	③私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）： 1,750,000円 預かり保育等推進事業の実施に要する人件費を補助する。（補助率 定額）
	④私立高等学校等教育改革推進特別補助金（子育て支援）： 600,000円 子育て支援事業の実施に要する人件費・教材費等を補助する。（補助率 定額）

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、交付申請書や実績報告書等の内容に誤りがあり、内部チェック体制が不十分であった。③、④

【所管部局に対する意見】

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。③、④

（所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課）

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【学校法人古市学園（補助対象：道伯幼稚園、みずきが丘道伯幼稚園）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①私立幼稚園振興補助金：97,801,000 円
	私立幼稚園の運営に要する経常的経費を補助する。（補助率 定額）
	②私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）： 2,100,000 円
	預かり保育等推進事業の実施に要する人件費を補助する。 （補助率 定額）
	③私立高等学校等教育改革推進特別補助金（子育て支援）： 197,205 円
	子育て支援事業の実施に要する人件費・教材費等を補助する。 （補助率 定額）

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【学校法人メリノール女子学院（補助対象：メリノール女子学院高等学校、メリノール女子学院中学校）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①私立高等学校等振興補助金：137,355,000円 私立高等学校等の教育に要する経常的経費を補助する。 (補助率 定額)
	②私立高等学校等授業料減免補助金：308,550円 経済的困窮生徒に対する授業料減免措置に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	③私立学校校舎等耐震化整備費補助金：6,291,000円 私立学校の校舎等の耐震化事業等に要する経費を補助する。 (補助率 1/4)
	④私立高等学校教育国際化推進事業費補助金：300,000円 外国人語学指導助手の雇用に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、交付申請書や実績報告書等の内容に誤りがあった。①

【所管部局に対する意見】

補助金の過大交付はなかったものの、補助金交付額に誤りがあったので適正な事務処理に努めるとともに、交付申請書等の確認が不十分であるので、チェック体制を強化されたい。①

(所管課名：環境生活部 私学課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【学校法人古川学園（補助対象：中部ライテックビジネス専門学校、中部水耕栽培福祉専門学校、中部調理製菓専門学校）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①私立専修学校振興補助金：10,126,980円 私立専修学校の教育に要する経常的経費を補助する。 (補助率 定額)
	②私立高等学校等授業料減免補助金：1,738,900円 経済的困窮生徒に対する授業料減免措置に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	③私立高等学校等入学金補助金：1,170,000円 経済的困窮生徒に対する入学金軽減措置に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	④私立高等学校等就学支援金事務費交付金：515,898円 就学支援金の支給事務に要する経費を補助する。(補助率 定額)

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【御浜町鳥獣害防止総合対策協議会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金：28,863,160円 鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために要する経費を補助する。 (補助率 1/2以内、定額)

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【所管部局に対する意見】

「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱」において、暴力団等の不当介入に対する措置を補助事業者等に対し義務付けなければならないこととなっているが、交付要領等で定められていないので、当該措置義務を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：農林水産部 獣害対策課)

【株式会社みどりの森（補助対象：住宅型有料老人ホームみどりの森）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金：96,249,000円
	木造公共施設等の整備に要する経費を補助する。（補助率 1/2）

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【安田木材有限会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①造林事業費補助金：33,577,551円
	森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、計画的に行う搬出間伐等の森林施業や森林作業道の開設等に要する経費を補助する。（補助率 4/10）
	②県産材輸出促進事業補助金（H26 繰越分）：325,000円
	輸出用原木の選別や仕分けに要する経費を補助する。（補助率 定額）

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【所管部局に対する意見】

- (1) 三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。②

（所管課名：農林水産部 森林・林業経営課）

- (2) 実施要領では補助金の請求書の様式が定められていないので、様式を定めるか、請求に要する記載事項を定め、補助事業者に明示されたい。②

（所管課名：農林水産部 森林・林業経営課）

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【株式会社権現前営農組合】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	6次産業化ネットワーク活動整備事業費補助金：18,183,000円
	6次産業化に取り組むための加工・販売施設等の整備に要する経費を補助する。 (補助率 3/10以内)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【三重県商工会連合会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	小規模事業支援費補助金：143,067,738円
	小規模事業者の経営改善及び技術改善等の支援に要する経費を補助する。 (補助率 10/10以内)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

- (1) 補助事業の実施方針及び運用方針が、実施にあたり遵守すべき義務として補助事業者にも明示されていないので、文書により通知を行うか交付決定書に補助条件として記載し、補助事業者にも明示されたい。
(所管課名：雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課)
- (2) 補助事業で取得した財産の処分について、従来は国の承認又は国との協議が必要であったが、その後、取扱が変更されたにもかかわらず交付要領に反映されていないので、交付要領を変更し、補助事業者にも明示されたい。
(所管課名：雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課)

【名張商工会議所】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	小規模事業支援費補助金：36,920,348円
	小規模事業者の経営改善及び技術改善等の支援に要する経費を補助する。 (補助率 10/10以内)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

- (1) 補助事業の実施方針及び運用方針が、実施にあたり遵守すべき義務として補助事業者に明示されていないので、文書により通知を行うか交付決定書に補助条件として記載し、補助事業者に明示されたい。

(所管課名：雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課)

- (2) 補助事業で取得した財産の処分について、従来は国の承認又は国との協議が必要であったが、その後、取扱が変更されたにもかかわらず交付要領に反映されていないので、交付要領を変更し、補助事業者に明示されたい。

(所管課名：雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課)

【CKD株式会社（補助対象：四日市工場）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	マザー工場型拠点立地補助金：216,900,000円
	県内工場のマザー工場化のための建物、機械設備等の整備に要する経費を補助する。 (補助率 15/100)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【株式会社エースパック（補助対象：三重津工場）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	成長産業立地補助金：199,203,000円
	県内へ立地する成長産業分野の企業に対し、建物、機械設備等の整備に要する経費を補助する。 (補助率 10/100)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【尾鷲物産株式会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	地域資源活用型産業等立地補助金：14,235,000円
	県南部の特定地域において工場又は地域資源を活用した事業所を設置した企業に対し、建物、機械設備等の整備に要する経費を補助する。 (補助率 15/100)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、交付申請書や実績報告書の内容に誤りがあった。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：雇用経済部 企業誘致推進課)

【伊勢志摩サミット三重県民会議】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
負担金	伊勢志摩サミット三重県民会議負担金：626,509,302 円
	平成 28 年 5 月の主要国首脳会議（サミット）の開催及び成功に向けて、本県の知名度向上や地域の受入体制の整備、開催後の地域の活性化等につなげるための全県的な取組の実施に要する経費を負担する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

平成 28 年度財政的援助団体等監査結果報告書

平成 29 年 3 月発行

三重県監査委員事務局

〒514-0004 津市栄町 1 丁目 954 番地

TEL. 059-224-2924

FAX. 059-224-2220

<http://www.pref.mie.lg.jp/KANSAI/HP/>

E-mail:kansai@pref.mie.jp